

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分課(担当)名	スポーツパーク八幡屋活性化グループ、大阪スポーツパートナーズ、(公財)フィットネス21事業団、大阪クリーン工房・SSK・KSC共同事業体、オージースポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体、淀川OGAE共同事業体、明治スポーツ・セントラルスポーツグループ、(株)ティップネス、新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体、鶴見緑地スマイルパートナーズ、長居わくわくプロジェクトチーム(指定管理者)
処分の名称	大阪市立プールの利用料金の減免
概要	大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)に記載されている市内にあるプールを使用する場合において、利用料金が減免される場合があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市立プール条例(昭和49年4月1日大阪市条例第41号)第8条第5項及び同条第6項 大阪市立プール条例施行規則(平成13年4月1日大阪市規則第82号)第4条 (URL: http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎次に掲げる事項に該当する場合は、利用料金を免除することができます。</p> <p>(1) 6歳未満の者で成年者が同伴するものが水泳場又はアイススケート場を個人で使用するとき 当該6歳未満の者に係る利用料金</p> <p>(2) 水泳場を個人で使用する者が現に通っているその者に係る他の水泳場の1人1月以上の使用に係る使用券(以下「定期券」という。)(当該定期券に係る1月当たりの利用料金の額が当該使用する水泳場の定期券に係る1月当たりの利用料金の額以上であるものに限る。)を提示したとき 当該使用する水泳場の利用料金</p> <p>(3) 水泳場を個人で使用する者が他の水泳場の回数券(当該回数券の1回当たりの利用料金の額が当該使用する者に係る当該使用する水泳場の回数券の1回当たりの利用料金の額以上であるものに限る。)を提出したとき 当該使用する水泳場の利用料金</p> <p>(4) アイススケート場を個人で使用する者が現に通っているその者に係る他のアイススケート場の定期券(当該定期券に係る1月当たりの利用料金の額が当該使用するアイススケート場の定期券に係る1月当たりの利用料金の額以上であるものに限る。)を提示したとき 当該使用するアイススケート場の利用料金</p> <p>(5) アイススケート場を個人で使用する者が他のアイススケート場の回数券(当該回数券の1回当たりの利用料金の額が当該使用する者に係る当該使用するアイススケート場の回数券の1回当たりの利用料金の額以上であるものに限る。)を提出したとき 当該使用するアイススケート場の利用料金</p> <p>(6) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合にあつては、本人。第12条第5項第6号において同じ。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者その他これらに類するもので市規則で定めるものが施設(扇町プール体育場を除く。)を個人で使用するとき その者及びその者に同伴してその者の介護を行う者に係る利用料金</p> <p>上記のほか市長が公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、利用料金を減免することがあります。</p>
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	各施設事務所
提出時期	当日
提出方法	各施設の事務所において、利用券を購入していただきます。
手数料	各施設により異なるため、下記ホームページをご覧ください。
相談窓口	各施設事務所
ホームページ	https://www.opas.jp/osakashi/

備 考	<p>プール条例施行規則 (利用料金の減免)</p> <p>第4条 条例第8条第5項第6号の市規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条第2項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条第1項及び第2項の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙「療育手帳制度要綱」の定めるところによる療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けている者(保護者が療育手帳の交付を受けている場合にあつては、障害者本人)</p> <p>(4) 前3号に規定する者に類すると市長が認める者</p> <p>2 条例第8条第6項の公益上の必要その他特別の事由があると市長が認める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 本市がプールの施設(以下「施設」という。)を使用する場合</p> <p>(2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道(不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること(これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。)の用に供する目的で使用する場合</p> <p>(3) その他市長が特別の事由があると認める場合</p>
-----	--